ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇六〇グラム	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇六〇グラム	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇六〇グラム	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人の	（略）	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車	（略）	（略）

ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百十五キロメートル毎時以上百三十キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百三十キロメートル毎時以上百四十キロメートル毎時未満のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする小型自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）、軽自動車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上の二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車（最高速度が百四十キロメートル毎時以上のものに限る。）	（略）	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム	（略）	（略）
ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車	（略）	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車	（略）	（略）